

平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル バ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 村 久 三
(コード番号:6728 東証一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 経 営 企 画 室 長 常 見 佳 弘
(TEL. 0467-89-2033 大代表)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、企業としての社会的責任を果たすよう、企業倫理行動基準を定め、教育の実施及び小冊子の配付により取締役及び従業員に周知徹底させる。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス関連規定を整備し、教育を行う。更に、内部通報制度を拡充する。加えて、監査室を設置し、内部監査を行う。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報に関しては、情報管理に関する規定を整備・拡充し、文書の作成、保存及び廃棄について適切な方法をとる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動の遂行にあたり、複数の部署から構成される関係者による綿密な審議検討を行う体制をとることで各種事業の担当取締役を中心とした損失の危険の管理を行う。これに加え、リスク管理に関する規定の整備・拡充により、リスクを分類の上でそれぞれに管理部門を設置し、各管理部門の担当取締役を責任者とする管理体制をとる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業計画を定め、会社全体の目標を明確化する。各担当取締役が事業部ごとの業績目標を作成し、この実績を会社が評価することで業績への責任を明確にする。また、意思決定プロセスを迅速化しつつも、重要事項については慎重な合議をはかり、臨機応変な意思決定を目指す。

5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ全体のリスク管理規定を定め、特にコンプライアンスに重点を置いた体制の構築に努める。また、関係会社管理室を設置し、関係会社管理規程の整備を行い、業務の適正を確保できるよう努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を要請した場合は、取締役は応諾し、必要な協力を行うよう努める。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得る。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項の発生または発生のおそれがある場合、あるいは役員及び従業員による違法または不正な行為が発生した場合には、法令及び社内規定に従って定期及び臨時にこれを監査役に報告する。特に事業部におけるリスク管理体制については、事業部担当取締役が、法令及び社内規定に従い、責任をもって定期及び臨時にこれを監査役に報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社長直属の監査室は、社外監査役を含む監査役と連携して、取締役に対して監査役監査に関する啓蒙を行うと同時に、監査環境の整備の実現に努める。また、監査役が、社長と定期的に意見交換を行うことで、監査の実効性と機動性を図る。

以 上